

# 社会復帰促進等事業の令和4年度予算執行状況(執行率が80%未満の事業)

資料3

(単位:千円)

5年度 事業 番号	4年度 事業 番号	4年度 評価	事業名	4年度の事業概要	4年度の執行率が低調であった理由	4年度の執行率を踏まえた令和5年度事業の見直し	令和4年度			担当課
							予算額(①) (行政経費 を除く)	決算額(②) (行政経費 を除く)	執行率(%) (②÷①×100)	
1	1	A	外科後処置等 経費	外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行う。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給する。	本事業の予算額の大部分(約99%)を占める、医療等の給付に要する予算額に対して、被災した労働者のうち、外科後処置の対象者が抑えられた結果、執行率が低調となった。	令和4年度は執行率が66.5%となったが、令和3年度の執行率(44.8%)より増加している。また、本事業は、傷病が治癒した被災者に対して義肢装着のための断端部の再手術や醜状軽減のための再手術等を行うことにより社会復帰の促進を図る趣旨で実施しており、令和4年度の執行率の観点だけで評価することは適切ではないと考えることから、過去実績を踏まえた上で所要の予算要求を行う。	42,666	28,368	66.5%	労働基準局 補償課
11	11	A	休業補償特別 援護経費	労働基準法第76条に基づき使用者が行う休業3日目までの休業補償について、事業場の廃止等、やむを得ない事由で受けることができない被災者に対し、休業補償3日分相当額を支給するもの。	予算額の算定基礎となった直近の執行実績に比べ、申請件数が少なかったことによるもの。	令和4年度においては、申請件数が30件となり、執行率が約59%となったものであるが、直近10年間の平均申請件数は約57件となっており、次年度以降申請が増加する可能性もあるところである。また、本事業については、やむを得ない事由で休業補償を受けることができない被災者に対して援護の措置を行う趣旨から創設されたものであり、執行率の観点だけで評価を行うことは適切ではないものと考えられることから、過去実績を踏まえた上で所要の予算要求を行う。	1,261	741	58.8%	労働基準局 補償課
17	17	A	職業病予防対策の 推進	(1)東電福島第一原発で緊急作業に従事した者の被ばく線量、健康診断結果等のデータを蓄積する「東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システム(以下「データベース」という。)」を運用する。 ・緊急作業従事者等に対する健康相談、保健指導の実施。 ・廃炉等作業員の健康支援相談窓口を定期的に開設、健康相談を実施。 (2)東電福島第一原発・除染作業者の放射線被ばくの状況やその対策に関する情報(報道発表、ガイドライン、行政通達等)について、厚生労働省の英語版ホームページに掲載するなど海外に向けて発信する事業を行う。 (3)東電福島第一原発における施工計画作成者等に対して被ばく低減措置に係る教育を行うなど、廃炉等作業における被ばく低減対策を支援する。 (4)眼の水晶体への被ばく線量が高い業務を行う事業者に対し、事業場として労働者の被ばく線量を組織的に管理する仕組みである、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム(以下「MSという。)」の導入を支援する。 (5)職場の熱中症予防に特化したポータルサイトを整備し、暑さ指数の正確な把握と対応方法を周知。ポータルサイトには主要産業別の対策好事例も紹介する。	・一般競争入札で調達を行った結果、予定額を下回る金額で入札した案件が多かったため。 ・当初の仕様書案では不落となり、再公告時に仕様書内容を大きく削減して再公告したため、予算額を勘案して作成した仕様書の内容と契約内容に乖離が生じたため。	令和5年度については、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業にかかる予算額を大幅に減額しており、それに伴い、仕様内容を見直して執行率の向上を図る。令和6年度予算については、令和5年度における事業の調達を踏まえて所要の予算要求を行うこととしたい。 (5)については、最初の入札で一者応札で、不落となり、2度目の入札では仕様内容の大幅削減で入札額が低く、執行率が低調であった。適切に熱中症対策のための事業を行うために、より具体的に事業内容を明示するなど、仕様内容を調整する。また、過去の契約実績を踏まえた予算要求も行う。	147,674	102,110	69.1%	労働基準局 安全衛生部 労働衛生課、電離放射線労働者健康対策室
19	19	B	職場における受 動喫煙対策事業	職場における受動喫煙防止対策の推進を図るため、事業場からの喫煙室の設置等に関する問い合わせに対応するための電話相談及び実地指導等を実施するとともに、喫煙室を設置する事業場に対して設置費用の一部の助成を行う。	受動喫煙防止対策助成金の助成対象である既存特定飲食提供施設が新型コロナウイルスの影響を大きく受ける業種及び事業規模であったため。当該助成金の受付期間は1月31日までの、受付期間中は新型コロナウイルスの影響が残っており、喫煙専用室等を造作するための原材料の高騰で造作をためらう事業場もあり、飲食店自体も新型コロナウイルス防止対策における休業要請等が終了してもすぐに客足が戻らず、受動喫煙対策まで対応が追いついていない状況であった。	喫既存特定飲食提供施設を営む事業者に対して受動喫煙防止対策助成金について周知を図り、当該助成金の利用促進を図る。また、過去の助成実績を踏まえて、適切な予算要求を行う。	303,101	66,265	21.9%	労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

5年度 事業 番号	4年度 事業 番号	4年度 評価	事業名	4年度の事業概要	4年度の執行率が低調であった理由	4年度の執行率を踏まえた令和5年度事業の見直し	令和4年度			担当課
							予算額(①) (行政経費 を除く)	決算額(②) (行政経費 を除く)	執行率(%) (②÷①×100)	
20	20	A	職場における化学物質管理促進のための総合対策	①化学物質の危険有害性の情報伝達に必要なラベル表示・SDSなど化学物質管理に関する相談窓口を開設する。 ②中小規模事業場等に対する専門家によるリスクアセスメント等の訪問支援を行う。 ③職場における化学物質管理に関する講習会等を実施する。 ④有害性情報が存在しない新規化学物質に係る届出の内容の審査を適正に実施する。 ⑤有害性調査機関に対する安衛法GLPへの適合に関する査察等を実施することにより、有害性調査の品質を担保する。	(1)過去の有害性調査結果の検証のために、予算を要求していた調査事業を執行しなかったもの。 (2)ウェブ講習に関する経費が当初の見積りより安価で実施できたもの。	(1)については、予算を削減した。 (2)については、積算経費を見直し、講習関係の予算を削減した。 また、令和6年度等から施行される新たな化学物質規制の周知等必要な事業を精査した上で、所要の予算要求を行うこととする。	129,084	74,877	58.0%	労働基準局 安全衛生部 化学物質対 策課
25	25		職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費	(1) ①国民及び労使に向けた周知・広報 ②ハラスメント対策研修 ③業界ごとのカスタマーハラスメント対応事例収集 ④ハラスメント被害者等からの相談対応事業 (2)パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の被害を受けたことより通院する、若しくはそれに相当する精神状態と思われる労働者からの相談に適切に対応するとともに、事業主に対する指導や事業主と労働者間の紛争解決援助等の解決に向けた支援を行う。 (3)事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。	左記(1)の事業では、一般競争入札を行っているため、予算額より低廉な価格での調達となっている。 ※(2)および(3)は行政経費	①令和5年度については、事業を集約化し、効率的に事業を実施できるようにするとともに、ハラスメント被害者等からの相談対応事業について、カスタマーハラスメント及び就労ハラスメントに限定する等の対応を行った。 ②ハラスメントに係る相談等は、年々増加する一途にあり、企業のハラスメント防止対策等に対応する必要があることから、今後も実績を踏まえつつ、所要の予算要求を行うこととする。	101,105	78,266	77.4%	雇用環境 ・均等局 雇用機会 均等課
26	26	B	建設業等における労働災害防止対策費	・足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による現場の調査・診断や研修会等を実施する。 ・建設現場において労働者と同様な作業に従事する一人親方等の安全衛生確保のため、一人親方等の業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生教育の実施や建設現場における技術指導等を通し、一人親方等に対して安全衛生に関する知識習得等を支援する。	・諸般の事情により「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」が開催されず、想定していた安衛則改正がされなかったことから、墜落・転落災害防止対策推進事業において予定していた安衛則改正内容の周知のための周知用説明資料の作成を見送ったもの。	・令和4年度に「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」が取りまとめられたため、安衛則改正を行ったため、周知用資料を作成するとともに、研修会を受講した一人親方等に受講を証明するシールを交付するようにするなどして、執行率の向上を図る。 これらの実績を踏まえ、所要の予算要求を行うこととする。	194,218	120,812	62.2%	労働基準局 安全衛生部 安全課
30	30	B	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	自動車運転者の労働時間短縮に向けた周知用コンテンツ作成及び相談対応、令和元年度に開設したポータルサイトの運用・拡大、令和6年4月から適用される改正後の改善基準告示についての周知を実施すること。	自動車運転者の労働時間等の改善の基準及び適用猶予業の時間外労働上限規制の改正に当たり、予算要求の時点で予定していた事業内容を調達段階で見直しを行い、縮小して実施することで、結果的に必要な予算額が減少し、全体の執行率が低調となった。	令和6年度から自動車運転者に時間外労働上限規制等が施行されるが、長時間労働の原因となる取引慣行上の課題等を解決し、円滑な法施行実施には国民の協力が必要であるため、令和5年度は増額の上で広報事業を実施する。令和5年度の執行率は、動画等複数の広報媒体作成等を通じて向上を図っていく。令和6年度は一定の役割を終えた部分を減額しつつ、所要の予算要求を行うこととする。	207,079	98,323	47.5%	労働基準局 監督課 労働条件 政策課
32	32	A	母性健康管理対策費	①女性労働者健康管理等対策費については、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施。 ②雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーの職員(非常勤職員を含む)が業務に使用するシステムの運用、改修等に関する事業を実施。	①母性健康管理推進支援事業については、一般競争入札を行っているため、予算額より低廉な価格での調達となった。また、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金については、当初見込んでいた件数を実績が下回った。 ②執行率95.8%(R4執行192,443千円/R4予算200,807千円)	①実績を踏まえて所要の予算要求を行うこととする。 なお、令和5年度については、当該助成金は廃止した。 ②実績を踏まえて所要の予算要求を行うこととする。	309,547 (うち補正予算額: 112,875)	197,899	63.9%	①雇用環境 ・均等局 雇用機会 均等課 ②雇用環 境・ 均等局 総務課

5年度 事業 番号	4年度 事業 番号	4年度 評価	事業名	4年度の事業概要	4年度の執行率が低調であった理由	4年度の執行率を踏まえた令和5年度事業の見直し	令和4年度			担当課
							予算額(①) (行政経費 を除く)	決算額(②) (行政経費 を除く)	執行率(%) (②÷①×100)	
36	36	A	未払賃金立替 払事務実施費	(独)労働者健康安全機構が、立替払の請求の受理及び審査、立替払の決定及び立替払賃金の送金、事業主に対する求償等に関する業務を行う。	新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み予算措置を行ったところであるが、支給件数が少なかったため、執行率が低調になった。	未払賃金の立替払業務の着実な実施のため、必要な予算の確保に努めるとともに、引き続き立替払の迅速化及び立替払金の求償に主体的に取組む。 令和6年度概算要求においては、執行額等を踏まえた上で要求額を検討する。	20,809,331	4,418,693	21.2%	労働基準局 監督課
37	37	B	過重労働の解 消及び仕事と生 活の調和の実 現に向けた働き 方・休み方の見 直し	① 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 働き方改革実行計画で示された、非正規雇用労働者の処遇改善や、過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度等の労務管理に関する技術的な相談支援を行うため、民間事業者への委託により、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談支援や電話相談等を実施する。 ② 働き方改革推進支援助成金 中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減に取組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。	① 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業について、予算要求で働き方改革推進支援センターにおける人件費の削減等見直しを行ったが、予算額に対する入札額の割合が約55%と、予定よりも低廉な価格での調達となったため、結果として全体の執行率も低調となった。 予算額に対する入札額の割合55.2%(委託費の予算額42.4億円/入札額23.4億円) ② 働き方改革推進支援助成金は、当初予算の執行率は80.0%であったものの、補正予算の執行率は11.7%と低調であった。この理由について、本助成金は申請者が交付申請、成果目標達成に向けた取組、支給申請を年度内に完遂することを助成の要件としているため、補正予算成立後、速やかに申請を受け付け、申請者が成果目標達成に向け取り組めるよう配慮したものの、十分な利活用に至らなかったことが要因であると思われる。 令和4年度予算執行率60.7%(予算額88.4億円/執行額53.7億円)	① 令和5年度については、令和4年度の入札実績を踏まえつつ、働き方改革推進支援センターのセンター事業専門家の配置見直し等を行い、効果的かつ効率的な事業実施に努めることとする。 ② 令和6年度予算については、申請期間を確保したうえで使用者団体等を通じ、周知に力を入れ、執行率の向上を図るとともに、執行状況も踏まえ、所要の予算要求を行うこととする。	11,389,941 (うち補正予算額: 2,493,812)	7,380,415	64.8%	労働基準局 労働条件政 策課 雇用環境・ 均等局総務 課、雇用機 会均等課
39	39	A	医療従事者の 確保・定着に向 けた勤務環境改 善のための取組	厳しい労働環境に置かれている医療従事者全体の勤務環境改善に向けた取組を推進するため、①各都道府県が設置主体となる、医療機関に対する勤務環境改善をワンストップで支援するための「医療勤務環境改善支援センター」に医療労務管理アドバイザーを配置し、医療機関からの労務管理等に関する相談支援等、②医療機関に対するアンケート調査、医療従事者の勤務環境改善に向けた手法の確立のための調査・研究及び③医療機関の勤務環境改善に関する好事例等を掲載したウェブサイトの運営を行う。	① 都道府県労働局ごとに調達を実施しており、全体として予算額より低廉な価格での調達となったため(執行率73.8%) ② 一般競争入札の結果、予算額より低廉な価格での調達となったため(執行率79.1%) ※③については執行率94.8%	令和4年度は仕様書上での業務目安量の調整、明確化を行った結果、執行率が向上したため、引き続き執行率を踏まえ、仕様書上の業務目安量を調整のうえ明確にし、執行率の向上を図る。なお、令和5年度は事業内容の見直しに伴い予算額を減額し、令和6年度は執行率等を踏まえ、所要の予算要求を行う。	887,412	676,738	76.3%	労働基準局 労働条件政 策課